

# さくら市農業委員会総会議事録（令和元年5月定例総会）

1. 開催日時 令和元年5月24日（金）午後1時30分から午後4時03分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 17番 小室 規雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
追加報告第1号 行政不服審査法の規定に基づく審査請求について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
主事	石原 宏哉

#### 7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。本日の出席委員は18名で、欠席委員は17番小室規雄委員1名であり、定足数に達しており総会は成立了。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは、春に水が足りないと大騒ぎしながらも無事田植えも終わったところでございます。そういった中での本日の定例総会という事でご苦労さまでございます。本日、案件の中で農業振興地域整備計画の変更計画の議案も入っておりますので慎重審議をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会5月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、さくら市農業委員会総会の会議に先立ちまして4月の定例総会において承認されました常設審議委員会に係る5条の規定による許可1件につきまして栃木県農業会議に諮問したところ4月26日付けで許可相当の答申に基づき、許可証の交付を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会よりご報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>

	2番	斎藤	本日1名欠席のもと、書類並びに現地を見て参りました。1号議案1件、2号議案1件、3号議案1件、5号議案4件、計7件です。後ほど担当から報告、説明がありますので、ご審議お願いいたします。
	議長	中山	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
	18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第3号が4件、議案第6号が1件、合計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
	議長	中山	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
	13番	小池	当委員会では全員出席のもと午前10時より開会し、内容審査の上、現地調査を行いました。当委員会に付託されました議案は、議案第3号が3件、議案第6号が2件の計5件であります。詳細等につきましては担当委員の方からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	中山	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
	14番	石田	本日午前10時より全員参加のもと書類及び現地調査を行いました。3号議案が1件、議案第6号が3件、計4件でございます。後ほど担当委員より説明がございますので、皆様ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 14番の石田多美子委員、15番の斎藤敏一委員を指名いたします。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	石原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農

		地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
19番	舟本	案内図1－1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) ただいまの事務局の説明のとおり平成7年より約23年間駐車場として一体的に利用されてきております。本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。また5月22日、地元の農地利用最適化推進委員とともに現地を確認しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図1－2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 今月の20日の日に今日も傍聴されております地元の推進委

		員さんの手塚さんと一緒に、また、本日の午前中第2調査会のほうで現地に行きましたが、ほぼ屋敷内で一体化されて利用されている、なおかつ農地に復元することは困難であろうという結論に至りました。以上のような状況でございます。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社への売渡の申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。 以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	齋藤	あっせん委員といたしまして16番古澤一郎委員と2番齋藤克之があっせんいたします。
議長	中山	それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、16番古澤一郎委員と2番齋藤克之委員を指名いたします。
13番	小池	事務局に聞きたいんですけど、希望価格○○万円というのは圃

		場整備した□□のところですが値段はこんなものなのですか。
事務局	和氣	13番小池委員のご質問に対してもお答えしたいと思います。こちらの農地ですけども農業振興公社を通して売買を行う土地ということで、当然ながら農振農用地の指定を受けている区域になります。直近で周辺の農地での売買がございまして、大体〇〇万～□□万ぐらいというようなことが一般的なこちらの土地の周辺においての取引価格になっておりますので、若干安いかというようなことはございます。農地の公社売買価格の設定ですが、基本的には周辺農地に対して極端に高いとか低い数字にはしないで下さいということでお願いはしております。公の機関を通しての売り買いとなりますので、こちらの設定をすることで周辺農地の売買価格に影響するということで、近傍の農地に比較しまして平均的な売買価格を設定して欲しいということが一般的なんすけれども、特に事情がある場合につきましては平均価格より上回って、ないしは下回っても売買の取引になる場合もございます。
議長	中山	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人の〇〇株式会社は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業者であり、さくら市内においても建築住宅販売の実績があります。今回の申請地も周辺に住宅が多く立ち並び、住宅販売に適した土地であると確信し、土地所有者より協力が得られたので今回の計画に至りました。 土地の選定理由、国道293から200mほどで、近隣には氏家体育館、公民館、市役所までが約500m、商店街までが約8

		<p>00m、氏家駅東口までが約1キロと建売住宅の需要が確実に見込める位置であると選定しました。</p> <p>土地利用計画ですが、今回の計画の乗り入れ口が申請地の南側の道路からになるんですが、こちらの道路が建築基準法第42条第2項道路のため道路中心線より2mのセットバックが必要となり、後退道路用地として2か所、合計で14.15m<sup>2</sup>の用地を設置しました。宅地は二区画の建売住宅を計画し、駐車場は各宅地とも2台ずつ、出入口は先ほど説明したとおり南側の道路になります。</p> <p>造成計画については、各区画に化粧ブロックを設置し隣接地への雨水の流出を防止、造成高は南側市道の高さを基準として約30センチ盛土、し尿及び生活雑排水は公共下水道、雨水は宅地内浸透、給水についてはさくら市水道より給水いたします。</p> <p>続きまして資金計画、用地費が1500万円、造成費が450万円、建築費が2000万円、諸経費200万円、計4150万円を全額自己資金でまかなう予定であります。残高証明書も添付されております。</p> <p>申請地は北側と西側が宅地であり、南側と東側が道路となりますので隣接の農地への影響等はないと考えられます。</p> <p>以上のような状況でございます。なお、本日の調査会、また、5月の20日に地元の推進委員さんと現地を確認してまいりましたが問題ないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
議長	中山	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
議長	中山	<p>【全員挙手】</p> <p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約0.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
3番	関	<p>案内図の3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、株式会社〇〇が売買により太陽光発電施設として転用する案件であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、株式会社〇〇は□□市に本店を置き太陽光発電システムの施工・販売を行う法人であります。国が導入を進めている太陽光発電事業を行うため今回の申請に至っております。申請地は日当たりがよく平坦地で電柱も間近にあり道路に隣接しており維持管理が容易であるため選定に至っております。</p> <p>土地利用計画につきましては、敷地面積625m<sup>2</sup>に太陽光パネル288枚を設置し、発電量33キロワット、年間発電量6万4千88キロワットを確保するものであります。車輛スペースに碎石を10センチ敷均し、パネル設置部分につきましては高さ1.2mのフェンスを設置し防草シートを敷設します。雨水は敷地内自然浸透となっております。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費1259万1339円を自己資金にてまかねます。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、申請地は北側、南側、西側が道路、東側が農地で接しております。高低差はほとんどございません。よって、土砂の流出、日照・通風の影響はないものと考えます。</p> <p>本日の調査会におきまして現地調査を行いましたが特に問題はないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	<p>申請地は上阿久津台地土地区画整理地内でございますので位置は省略させていただきます。</p> <p>この案件は売買による所有権移転のための案件でございます。転用目的といたしましては一般住宅でございます。</p> <p>転用行為の必要性といたしましては、今後、家族が増えることを考えると現住居は手狭であり、生活のための十分な空間がありません。よって申請地を取得し、念願の自己用住宅を建築したく申請に至りました。</p> <p>土地選定理由といたしましては、住宅用地に適した閑静な地区にあること。また、農地の被害及び集団的農地を浸食する恐れがないことから最適地と考え選定を致しました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、一般住宅、木造2階建て、駐車スペース2台分を確保いたします。給水はさくら市上水道から取水します。排水はさくら市下水道に放流いたします。雨水は敷地内浸透を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、建築費、事務費等合わせまして3530万円、借入金並びに自己資金を考えております。金融機関よりの融資証明書及び残高証明書も申請書に添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願い</p>

		いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号3番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号4番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	この案件は、使用貸借権の設定のための案件でございます。転用目的は一般住宅でございます。 転用の必要性といたしましては、申請地は本家住宅と隣接しておりますとして、将来両親の老後の世話をする必要があるため今回の申請をする次第でございます。 選定理由といたしましては、申請地は県道氏家宇都宮線に近く区画整理地内で国道4号線にも近く交通の便に優れている場所であります。上下水道は完備され、日当たりも良く、最適な場所と判断をいたしました。 利用計画といたしましては、一般住宅、木造2階建て駐車スペースは2台を考えております。給水並びに排水は公共水道並びに公共下水道に接続いたします。雨水は自然浸透を考えております。 資金計画といたしましては、土地購入費はございません。土地

		造成費、建築費、付帯工事費、事務費あわせまして 2950 万円でございます。残高証明と融資証明書が添付されております。 以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 4 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 4 番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第 3 号番号 5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 3 号番号 5 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが 10 ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れており、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13 番	小池	案内図の 3-5 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は水田であり、現在、親と同居している住居の隣接地であり、子供の成長に伴い住居を新築することにしました。 申請地の利用計画については 2 階建て住宅 1 棟と駐車場に車 2 台ということで、入口は南側の道路から入りまして、取水につきましては市の水道を利用、排水は合併浄化槽で地下浸透式を利用します。雨水についても地下浸透となります。東側、北側は水田、西側、南側は道路となっております。 資金計画につきましては、全額 2550 万円借入金で、金融機

		関の融資証明がついております。 周辺農地への影響でございますが、5月19日の推進委員の現地調査及び本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号5番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号6番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約5.9haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
19番	舟本	案内図の3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は北側 道路、東側 宅地、南側 宅地、西側 道路及び農地でございます。本申請は株式会社○○が売買により建売住宅として転用する案件でございます。申請者の株式会社○○は□□市△△に本社を置き、不動産の売買、建築を主な事業とする資本金6296万5000円の法人でございます。 転用行為の必要性と土地の選定理由、既存の建売分譲はほぼ売り切っており新規に開発したく土地を探しておりました。申請地は住宅地の中に残された農地ですが、上下水道の接続可能な地区

		<p>であり住宅地として良好な土地であります。土地所有者から土地を譲り受けることが出来ることとなつたため今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画、計画によりますと北側と南側にある二つの区間にある道路に上下水管を埋設し一体利用とします。総区画は24区画、取水は市営上水、排水は公共下水に接続します。雨水は浸透池を設け敷地内浸透する計画となっております。区域内には6mのアスファルト道路と2か所のごみ集積所、公園緑地2か所を設置する計画となっております。</p> <p>資金につきましては、総事業費4億6千5百万円全額を融資にて賄うこととしており融資見込証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地の影響でございますが、周囲はコンクリート製の土止めを設置いたしますので土砂の流れはないと思われます。</p> <p>本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。また、5月22日に農地利用最適化推進委員と共に現地調査も行っております。</p> <p>以上のような状況でございます。問題ないと判断しておりますがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内</p>

		容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	<p>案内図の3-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>現在、申請地の南側70mのところのアパートに家族4人で生活していますが、この度住宅を新築したく、生活環境が今までと変わらない申請地ということでここを選定いたしました。</p> <p>土地の利用計画については、2階建て住宅1棟、駐車場に車2台、入口は東側の道路から、取水につきましては市の水道を利用し、排水は浄化槽及びバイオクリーンシステムにて宅地内にて処理、雨水については地下浸透となります。東側、北側は道路、南側、西側は農地となっています。</p> <p>資金計画につきましては、全額3400万円を借入金で、金融機関の融資証明がついております。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、5月19日の推進委員との現地調査及び本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題ないと判断しております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	(議案第3号番号8番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりが10ha以上の農地

		<p>の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図の3－8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人、有限会社〇〇は資本金1000万円の会社で畜産業を営んでおります。現在5棟の豚舎施設で子豚1万760頭を飼育しております。</p> <p>事業計画の概要ですが、農地を売買により取得し、豚コレラを防除するため豚舎敷地外に従業員及び来客者用の駐車場を設置するものです。</p> <p>土地利用計画ですが、敷地内砂利敷きとし、出荷用大型トラック3台分、普通乗用車用12台分の駐車スペース及びビニールハウス、これはおがくず置場とするものですが、を整備いたします。</p> <p>資金計画ですが、土地取得費80万、土地造成費100万、諸経費5万円の計185万円を見込んでおります。全額自己資金にて対応いたします。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側・北側・南側、雑種地、西側、山林でして影響はございません。雨水は砂利敷きといたしますので地下浸透で処理いたします。</p> <p>5月16日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが問題なしと判断いたしております。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

	議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号8番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	石原	<p>(議案第3号番号9番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりが約8.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれていますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
	議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番		石田	<p>3-9の地図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、当社では地球温暖化問題の対策として太陽光エネルギーを利用した発電事業を行っています。環境にやさしい太陽光発電事業は日本の再生可能エネルギー供給に貢献できるうえ、遊休化している土地の有効活用を促進するとともに荒廃を防止することが出来ると考えています。</p> <p>土地の選定理由ですが、日照、メンテナンスの容易さ、経済性等を考慮し、総出力49.5キロワットの低圧発電所を6基、太陽光発電パネル枚数1344枚を設置できる事業面積であること。また、発電するために必要な電柱が間近に存在し、日当たりが良好で高い発電効果が見込めることが、土地も比較的安価で購入できることから選定の結果、本申請に決定しました。</p> <p>土地利用計画ですが、申請地は5849m<sup>2</sup>に太陽光パネル1344枚を設置し、東京電力申込み容量49.5キロワットの低圧太陽光発電所を6基建設する計画です。出入口は工事期間中及び管理用として申請地西側道路から進入することとし、取水排水はありません。雨水は場内自然浸透とします。</p> <p>資金計画ですが、太陽光発電システム費が4743万7千円、土地取得費が100万円、全額自己負担にて賄います。また、売電単価は1キロワット〇〇円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東が雑種地、西畑、南山林、北は田んぼでございます。雨水の処理については、防草シートによる場内浸透式とします。土砂流出防止対策のため発電所法</p>

		<p>面に植生シートを敷き植生を行います。発電所全域をフェンス 1.2メートルの高さで囲い人及び動物の進入を防ぎます。</p> <p>本日、農業委員、推進委員3名にて申請地の確認を行いました 結果、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく お願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号9番は、原案どおり承認さ れました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用 配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明 を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき 市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農 用地利用配分計画となります。令和元年度第2号公告予定年月日 は令和元年5月31日です。計画の内容といたしましては、利用 権設定が新規10件、再設定7件、農地中間管理権取得が2件、 その他、所有権移転が1件となっております。なお、詳細につい ては、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」資料は別冊となります。農用地区域変更明細書に記載がございます。除外が6件、用途区分変更は1件でございます。</p> <p>それでは、1番についてご説明いたします。(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申し出地は周囲を、東が水路を経て宅地、西が畑、南が田、北が道路で囲まれた土地であります。</p> <p>申出者と土地所有者は親子であります。</p> <p>権利設定の方法は贈与であります。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由についてでございますが、申出者は現在、〇〇市にアパートを借りて夫と子2人の家族4人で生活しておりますが、子供の成長に伴い現在の居住では手狭になってきたこと、父母が高齢であり生活介護が必要なことから父母を支援できる実家近くに住宅を建てる必要があるとの理由から今回の申出に至っております。</p> <p>次に、当該土地を選定した経過・理由でありますが、申し出地は父の所有する土地から選定した結果、実家に近く市道と住宅地に隣接しており隣接農地に大きな影響を及ぼすことが少ないと理由から選定をされております。</p> <p>次に、農用地区域への影響についてでありますが、取水は地下水を揚水ポンプにより取水、排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理をする計画です。雨水は境界をすべてL字擁壁で囲み敷地内浸透としているので影響はないものと考えられます。日照通風への影響ですが、北側は市道、東側は宅地と隣接しており影響はなく、西側農地と南側農地については建物が平屋建てで建物から距離を取るため日照通風への影響はないものと考えられます。</p> <p>次に、土地利用計画については木造平屋建て住宅1棟と駐車場3台分を確保する計画です。乗り入れは申し出地北側の市道から乗り入れをします。資金計画については、総事業費2650万円のうち750万円を自己資金、1900万円を融資にてまかぬ計画となっております。</p>

		<p>農用地区域除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっている農地でありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
19番	舟本	今、事務局が説明したとおりだと思います。最適化推進委員と前日に現地確認をいたしました。また、本日書類審査をして調査会で現地確認をいたしましたが問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第5号番号2番について朗読して説明する。) 位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申出地は周囲を東が田、西が水路を経て宅地、南が田、北が宅地で囲まれた土地でございます。 申出者と土地所有者は孫と祖父であります。 権利設定の方法は使用貸借であります。 農用地区域の除外を必要とする理由は、申出者は現在妻と子供2人の4人家族で市内の賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い現在の賃貸住宅では手狭になってきたので自己の住宅を取得したいとの理由から今回の申出に至っております。

		<p>当該土地を選定した経過理由であります、申出者は現在市内で整骨院を営業しておりますが、整骨院に近く実家が所有する土地で周辺農地への影響が最も少ないと理由から選定をされております。</p> <p>農用地区域への影響についてであります、取水は市水道より取水、排水は合併浄化槽により処理後排水路へ放流する計画です。雨水は敷地を砂利敷きにして敷地内自然浸透とするので影響はないものと考えられます。日照通風への影響ですが、東側と南側は田でありますが祖父が所有する土地であり、西側は水路を経て宅地、北側は水路及び道路となっており影響はないものと思われます。</p> <p>土地利用計画については、木造2階建て住宅一棟と駐車場4台分を確保する計画です。乗り入れは、申し出地の北側に位置する市道から同じく北側に隣接する申出者が経営する整骨院の敷地の一部を利用し乗り入れをいたします。資金計画については、総事業費2370万6590円のうち370万6590円を自己資金、2000万円を融資にてまかぬ計画となっております。</p> <p>農用地区域除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっている農地でありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
16番	古澤	午前中現場確認いたしまして問題ないと思っております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、暫時休憩をしたいと思います。2時45分より再開いたします。</p> <p>(2時36分～2時45分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは開会をいたします。</p> <p>議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は周囲を東が水路を経て道路、西が田、南が道路、北が水路を経て宅地で囲まれた土地であります。</p> <p>申出者と土地所有者は親子であります。</p> <p>権利設定の方法は使用貸借であります。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由についてでございますが、申出者は現在実家に家族と住んでおりますが、子供の成長に伴い家が手狭になったことや、現在営んでいる農業の独立も兼ねて自己所有の住宅を建築したいとの理由から今回の申出に至っております。</p> <p>当該土地を選定した経過理由でありますと、自己の所有する土地が無く両親の所有する土地で検討した結果、農作業に必要な機材等を収納するスペースが確保できる面積で地形を整形することにより周辺農地に与える影響が最小限であるとの理由から選定をされております。</p> <p>農用地区域への影響についてでありますが、取水は地下水により汲み上げし、排水は合併浄化槽により処理後敷地内処理する計画です。雨水は敷地内自然浸透とするので影響はないものと考えられます。日照通風への影響ですが、北側と東側は水路、南側は道路であり影響はありません。西側は農地でありますが予定建築物の高さは8メートルであり境界より離隔を取る予定になっているため影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画については、木造2階建て住宅一棟を建築し、駐車場3台分、その他農業用機械の収納ハウス、農作業場を確保する計画です。乗り入れは南側市道から乗り入れをします。</p> <p>資金計画については、総事業費2950万円全額を融資にてまかなう計画となっております。</p>

		<p>農用地区域除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっている農地でありますので第1種農地と判断いたしますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
19番	舟本	<p>事務局の説明のとおり〇〇さん親子は農業を大きく営んでおります。前日、地元の最適化推進委員と現地確認をいたしました。また、本日調査会におきまして書類を審査したうえで現地確認をしました。問題ないと判断しております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は周囲を東が道路、西が水路を経て農地、南が水路を経て農地と宅地、北が道路で囲まれた土地であります。</p> <p>権利設定の方法は売買となっております。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由についてでございますが、事業計画者は〇〇都〇〇区に本店を置き、フィルター製造を主な事業とする法人であります。既存の工場敷地内が工場等の建築物や会社保有車両・従業員駐車場で手狭であり、搬出入車両の動線や製品の移動が非常に煩雑な状態で敷地内における安全対策</p>

		<p>が必要な状況であること、既存工場敷内の建物で製品を一括して移動管理ができるよう2020年夏頃に工場の増築を計画していることから早急に現在の会社保有車両及び従業員駐車場を別敷地に移動する必要があるとの理由から今回の申出に至っております。</p> <p>当該土地を選定した経過理由についてですが、従業員の安全及び駐車車両の管理を考慮し、既存敷地に隣接して必要面積が確保できること、周辺農地への影響が最も少ないとの理由から選定をされております。</p> <p>農用地区域への影響についてですが、取水排水はありません。雨水については周囲にL字擁壁を設置し区域外への流出を防止することとしており、申し出地内に調整池を設け放流する計画です。日照通風への影響ですが、駐車場のみの利用であるため日照通風に影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画については、会社保有車両、来客者用駐車場及び従業員用駐車場280台分を確保する計画です。乗り入れは東側市道から乗り入れをいたします。</p> <p>資金計画については、総事業費1億1000万円を全額自己資金でまかなう予定となっております。</p> <p>農用地区域除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっている農地でありますので第1種農地と判断いたしますが、不許可の例外「既存の敷地の拡張、既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」に該当いたしますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10番	小菅	<p>内容につきましては、ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。</p> <p>今月の20日に地元推進委員さんと現地確認、また、本日午前中の調査会で現地を確認してまいりました。</p> <p>この案件の話をいただいたから近隣の方からの意見等がありましたので紹介させていただきますが、過去に○○は、駐車場で転用をかけた後そこに建物を建てているという意見があちらこちらから流れてきたので、その辺はどうなのかなと苦慮していたのですが、今回の申請に関しましては2020年夏ごろに建築工事予定の敷地内建物増築等も書かれておりますし、土地利用計画</p>

		<p>図の中にも左側の現況図と見比べて建物が建っているという形の現状では計画図ですが出ていますので営業上の状況とか社会情勢等によっての計画変更はやむを得ないのかなと考えています。</p> <p>本日、担当地区の推進委員さんが見えられておりますので、新しい意見等、他から入った等の情報もありますので意見を聞いてみたいのですがよろしいでしょうか。</p>
議長	中山	どうぞ。
推進委員	手塚	<p>地元の推進委員の手塚です。資料4番の21ページをご覧になってください。これから10268m<sup>2</sup>買うその東側に○○と書いてあります。これは元の田んぼになります。その隣に□□さんという名前が書いてあると思うんですけど、その隣が△△さんと書いてありますけど、昨日、□□さんに○○からこういった計画がありますからという連絡は聞いていますかと確認したんですが、何の連絡も聞いていませんということなんです。普通こういった事業計画をする場合、地権者の人の了解を聞かないでこういった計画を進めてよろしいのかなと思うんですけど。あと△△さんと書いてある場所には工場が建っています。□□さんも駐車場で貸すというわけで5条の許可を取っているようなんですね。この真ん中の道路が農道なんです。280台の車が出たり入ったりされるとトラクター・コンバイン・田植機がここを通りますから大変危険だと思います。この反対側が■■のガソリンスタンドがありますから、○○なんんですけど、この農道の方からトラックが出たり入ったりしているんです。以前は玄関正面の方から出たり入ったりしていたんですけど、最近は農道の方から入っています。私もこの南の方を耕作していますのでトラクターでこの道路を通るんですけど危ないなという感じはします。意見なんですけどご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>○○という3枚は●●さんが元々持っていたんですけどこれは売買で売りました。約9反分。□□さんと△△さんは○○に貸しています。</p>
10番	小菅	担当からは以上です。
議長	中山	担当委員の説明がございました。また推進委員の話がございました。そういう中での質疑に入りたいと思いますのでよろしく

		お願いします。
13番	小池	<p>これは実際には各課協議していますけど、地元の説明は一切ないという話なので、申請さえ出ればいいのかという、法的には何ら問題ありませんと言えばそれで協議になってしまふが、その辺はどうなんですかというのが私の意見なんんですけど。</p> <p>地元で申請が出てくれば今日OKですと言えば28日の農振の協議会にかかりますので、そこに私たちも出席しますが、農業委員会でいいと言っているのに当日になって駄目ですとは言えないので、実際には農政課が総括で集めますけどその辺はどうなんでしょう。</p>
議長	中山	<p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>(3時08分～3時30分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開します。</p> <p>質疑応答について、何かありましたらお願いします。</p>
		【ありませんの声あり】
議長	中山	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長		<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は周囲を東が水路を経て田、西が畠、南が道路、北が宅地で囲まれた土地であります。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由は、申し出地は20年以前から倉庫敷地として利用してきましたが、この度農用地区域内であることが判明したことからこれを是正し、今後も引き続き利用したいとの理由で申し出に至っております。</p>

		<p>農用地区域への影響についてであります、既に倉庫が建っており現況の変更はありませんので影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画ですが、当該申し出地は倉庫及び宅地への進入路として20年以上前から隣接する宅地の一部として一体利用されております。平成7年10月26日撮影の航空写真で倉庫及び宅地への進入路として利用されていることが確認できます。</p> <p>資金計画については、現状のまま利用する予定でありますので土地造成費等の経費はかかりませんが、その他事務にかかる経費100万円につきましては全額自己資金にてまかなうこととしております。</p> <p>農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるものに該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
6番	石原	<p>事業計画の転用行為の必要性として、20年以上前から倉庫が建っているため農地の無断転用であることが分かりました。本日午前中に第二調査会の委員さんと現地に行ってまいりました。今回非農地として農地を宅地に転用するため農用地利用計画変更申出書を提出しますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>住宅敷地として20年以上358m<sup>2</sup>を利用して今回この面積を農用地除外としますので皆様ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号5番は原案どおり承認され

		<p>ました。</p> <p>次に、議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は周囲を東が道路、西が宅地、南が宅地、北が水路を経て田で囲まれた土地であります。</p> <p>農用地区域の除外を必要とする理由は、申し出地は長年にわたり宅地への進入路として宅地の一部として利用してきましたが、この度農用地区域内であることが判明したことからこれを是正し今後も引き続き利用したいとの理由で申し出に至っております。</p> <p>農用地区域への影響についてですが、申し出地に構造物は無く現況の変更はありませんので影響はないものと考えられます。</p> <p>土地利用計画ですが、申し出地は宅地への進入路として隣接する宅地の一部として一体利用をされております。平成7年10月17日撮影の航空写真で宅地への進入路として隣接する宅地と一体利用されていることが確認できます。</p> <p>資金計画については、現状のまま利用する予定でありますので新たに発生する経費はないとの事であります。</p> <p>農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるものに該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
2番	齋藤	この土地を買いたいという人が出てきまして、この土地が農用地であることが発覚したそうで、きちんとしたいということで今回の申請になりました。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号6番について承認される方の挙手を求める。

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号用途区分の変更番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>次は、用途区分の変更となります。(議案第5号用途区分の変更番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>利用予定者は現在、専業農家として水田及び肉牛肥育を中心とした農業経営を行っておりますが、今後、肉牛肥育を中心として経営規模の拡大を図りたいとの理由から今回の申出に至っております。</p> <p>土地の選定理由については、利用予定者の所有する土地で牛舎敷地として利用できる土地は無く、利用予定者の父が所有する土地の中から選定した結果、自宅から最も近く既存の牛舎の隣接で井戸の利用ができ、管理運営上の利便性が高いとともに周辺農地への影響が最も少ないと理由から選定をされております。</p> <p>土地利用計画については、牛舎1棟と肉牛運動場を整備する計画となっております。乗り入れは北側市道から乗り入れします。取水は隣接の既存牛舎の井戸から取水し、雑排水・糞尿は既設の糞尿処理施設にて処理し堆肥として利用するため排水の流出はないとの事であります。雨水は周辺を擁壁で囲み敷地内浸透処理とするので周辺の農地への被害等は無いものと考えられます。</p> <p>資金計画については、総事業費3860万円のうち1060万円を自己資金、2800万円を融資にてまかなう予定となっております。</p> <p>用途区分変更後においても農地区分は農用地ですが農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において「指定された用途に供する場合」に該当しますので、農地法上の転用許可が見込めるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
7番	小林	○○さんが牛舎規模拡大するために施設を作るということです

		申請が出ております。 内容的なことは事務局の説明どおりです。午前中調査会におきまして問題ないということで判断しております。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号用途区分の変更番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号用途区分の変更番号1番は原案どおり承認されました。 次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第6号番号1番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日平成30年9月3日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	ただいまの事務局の説明のとおりですが、○○があるのですが、その隣に△△があったその裏側です。△△の方から写真を撮ったのが後ろについている写真です。この奥に一筆あったのが先月に非農地証明が出ております。全然、入る余地が無い所ですので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>

議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 6 号番号 2 番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者小林功委員、現地確認日平成 30 年 9 月 27 日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
18 番	小林	今の案内にございましたけども、○○の団地から南側にバイパス 4 号線が走っております。それよりも南側になります。△△の□□から入ってきます踏切がございますがそれを進んだ北側になります。約 20 年以上、耕作放棄をしている場所でございます。写真を見ていただければ分かるような状態でございます。午前中も第 2 調査会で行ってまいりましたけども、やむを得ないのではないかということで意見はまとまっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 2 番は原案どおり承認されました。

		続きまして、議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号3番について朗読して説明する。)        (場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日平成30年10月15日となっております。        以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
5番	七久保	写真のとおりなんですが、樹木と孟宗竹がはびこっている様相を呈しておりまして、農地への復元は著しく困難と判断いたします。5月16日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして非農地通知の交付につきましては何んら問題なしと判断いたしております。皆様ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号4番について朗読して説明する。)        (場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者大塚明美委員、現地確認日平成30年9月18日となっております。        以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明を願います。
12番	大塚	詳細については事務局の説明のとおりなんですかけれども、写真を見てもらって周りはけっこうきれいになっているんですけれども、作物は耕作しておりません。そこに行くこともままならない状態になっておりますので、非農地申請に異論はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第6号番号5番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者大塚明美委員、現地確認日平成30年9月18日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
12番	大塚	この周りも相当荒廃しております、去年も二度ほどこの周り、西側と東側、非農地申請の出たところでございます。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 5 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 6 号番号 5 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 6 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 6 号番号 6 番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者吉成重男委員、現地確認日平成 30 年 9 月 19 日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
8 番	吉成	ただいまの事務局の説明と写真がついているんですけど非常に荒れた状態であります。現地確認に行こうとしてもなかなかそこまでたどり着けないほどひどく荒れています非農地証明は問題なしと判断します。よろしくお願ひします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 6 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 6 号番号 6 番は原案どおり承認されました。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から 2 番、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から 2 番はお目通しを願います。</p>

次に追加報告第1号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求について」ご報告いたします。

令和元年5月10日付けで株式会社○○より番号1番の審査請求書、令和元年5月14日付で□□氏より番号2番の審査請求書が別紙のとおり提出されましたのでご報告いたします。

今後、審査請求に対する審理手続きを実施していくますが、審理手続きを処理する体制につきましては、農業委員会の議事・議決によることとなります。

追加報告第1号につきましては、ただいまの説明のとおり手続きを進めて参りますのでよろしくお願ひいたします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後4時03分閉会)